

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】 吳永鎬

【所属】 (助成決定時) 東京学芸大学

【研究題目】 公立朝鮮学校の成立・展開・移管に関する史的研究—神奈川県および兵庫県の事例を中心に—

【研究の目的】 (400字程度)

地球規模のグローバリゼーションが加速化する中、日本においても外国人の子どもたちの教育保障問題が盛んに議論されている。特に国連・子どもの権利委員会や人種差別撤廃委員会による対日本政府勧告等においても、外国人学校への公的補助やその法的地位に関する問題は度々指摘されてきたが、解決・改善の糸口は未だ見えていない。だが戦後日本には、その後の日本社会には存在せず、また世界的にも珍しい、公費により運営される外国人学校が存在していた。

本研究は、1949年から1966年までの間、暫定的措置として設置された公立朝鮮学校の成立から廃止過程およびその教育実態を明らかにすることをおして、戦後日本教育体系の可能性と限界を探るとともに、国際的な問題としての外国人学校の公的保障のあり方を講究していく素地を提供することを目的とする。

【研究の内容・方法】 (800字程度)

本研究では、先行研究で扱われてきた岡山や東京とは異なり（それぞれ1950年および55年に廃止）、公立朝鮮学校が長期間存続した神奈川県（川崎市、横浜市、横須賀市）および兵庫県（尼崎市、伊丹市、高砂市、明石市）を中心に調査を進めた（それぞれ1965年および66年に廃止）。研究の方法は、大きく以下の4つである。

- ①行政文書調査：各自治体の公文書館や市立図書館所蔵の資料を探索、また関連支庁等の条例に基づく行政文書開示請求を行い、設置および廃止ないし私立各種学校移管手続きの際の行政側の対応や、朝鮮人団体と地方自治体との交渉記録を調査した。
- ②関連資料調査：公立朝鮮学校は、教育行政上は市立小学校の分校として設置されていた。各地の地方新聞や市および区教育史、本校の学校沿革史、また警察史等において、公立朝鮮学校が取り上げられているのか、いる場合どのような評価や論調、位置づけであるのかを調査した。
- ③公立朝鮮学校の教育実態に関わる資料調査：公立朝鮮学校の教員たちの実践記録や、当時使用された教科書、卒業証書や当時の写真等を探るため、現存する朝鮮学校（神奈川県（5校）、兵庫県（6校））が所有する資料を調査した。
- ④関係者への聞き取り調査：公立朝鮮学校設置当時の教員および就学者たちの教育経験に関する聞き取り調査を行った。対象者は機縁式で確保した。

【結論・考察】 (400字程度)

公立朝鮮学校は1949年の全朝鮮学校に対する閉鎖措置（362校、就学者約4万人）に伴う朝鮮人児童生徒の義務教育諸学校への転入学措置を完遂するため、文部省により暫定的にその設置が許容された。決定の背景には朝鮮人児童生徒を含む当事者たちの行政との交渉や運動があるが、少なくとも行政文書上では、在日朝鮮人らが求めた民族教育の保障という観点は見出せず、あくまでも転入先学校の収容体制上、仕方なく設置されたものとして位置付けられていた。

しかしながら、兵庫や神奈川での公立朝鮮学校での教育は、事実上民族教育と呼びうるものであった。門札は「〇〇市立小学校分校」ではなく朝鮮学校名のものが掲げられ、講師としての身分であるが朝鮮人教員

が次第に多くの授業を朝鮮語で担当し、朝鮮語や朝鮮歴史等のいわゆる民族教科も、文部省が規定した課外ではなく正課同様に扱われていた。岡山や東京では公立学校の枠組みで事実上の民族教育を行っている実態が公立朝鮮学校廃止の大きな引き金となったが、同様の実態にも関わらず神奈川、兵庫、愛知で公立朝鮮学校が長期間存続可能だった背景には、県および市ならびに各教育委員会、そして学校周辺住民や近隣の学校とのある程度良好な関係が築かれていたためであることが示唆された。

就学者や教員の中には公立朝鮮学校を継続する要望もあったが、文部省は日韓会談での合意を踏まえ、各都道府県に対し「きわめて不正常的な状態にある」公立朝鮮学校を廃止する旨を通達し（1965年12月28日 文部事務次官通達）、1966年3月にはすべての公立朝鮮学校が廃止された。同通達では朝鮮学校に各種学校認可を与えない旨も示されていたが、兵庫および神奈川では廃止とほぼ同時に各種学校の認可が県知事より与えられている。

国家による規定と地方自治体における運用実態の開き、そこに生じた間隙を縫って、地域在住朝鮮人の要求を大いに取り入れた独特な公立学校が成立し展開していたのであった。